

# 令和 6 年度 公益財団法人世界遺産相倉合掌造り集落保存財団事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

世界遺産の永続的保存継承を大きな柱として設立された本財団は、集落への訪問者から集落保存協力金を頂き集落保存に対しての理解を求めると共に、住民の生活の場が世界遺産であることから集落の保存継承と住民の生活環境の向上を最重点課題として取り組んできた。ここに、その諸事業と概要を報告する。

## (1) 公益目的事業 (世界遺産地域の保存に関する事業)

### 1. 茅場に関する事業

- ・集落保存の原点である茅(コガヤ)の確保の為、相倉史跡保存顕彰会及び住民の茅場を借り受け、茅場の管理から茅の収穫・管理までを行った。
- ・集落駐車場上部の造成茅場が造成 10 年目に入り株も育っており、令和 6 年度も富山県立南砺平高校の茅刈り体験の茅場として活用した。

### 2. 集落景観保全に関する事業

- ・集落内で休耕地となった田畑を借り受け野菜栽培や花畑造り等の耕作地として活用する事で、農耕風景の保全活動を行った。
- ・上記のような遊休耕作地の内、耕作等に手の回らない範囲の土地に関しては、雑木の処理や草刈りを定期的に行い、景観保全ならびに害獣対策に取り組んだ。
- ・五箇山県立自然公園の管理委託事業として、相倉広場、相倉野営場およびそれに隣接する自然探勝歩道や公衆便所等の管理を行った。

### 3. 空き家活用に関する事業

- ・南砺市有家屋を市立博物館として運営(令和 6 年能登半島地震以後「相倉民俗館」は大規模修繕工事の対象となり閉館、伝統産業館のみ開館中)する他、民間企業の研修施設・和紙漉き体験館・貸店舗・大学のセミナーハウス、また旧高田家・同土蔵は「世界遺産に住ままい家プロジェクト」で移住のご家族の住居として、それぞれ契約を交わし活用頂いている。

### 4. 空き家管理に関する事業

- ・相倉集落内の個人所有の空き家を引き取り南砺市の支援を受けながら維持管理する事業に関し、令和 6 年度中に旧木谷家の登記が完了し事業を開始している。

## 5. 青少年育成事業

- ・南砺市立上平小学校・平中学校、富山県立南砺平高校の地元学習への協力を、求めに応じ適宜行った。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」に令和6年度より参画。令和6年度は南砺市立平中学校の生徒4名を受け入れた。

## (2) 収益目的事業（集落保存協力金の徴収に関する事業）

- ・集落保存協力金により、世界遺産相倉合掌造り集落の永続的保存活動を行っていることから、より多くのお客様に訪れて頂けるよう、観光協会HP・行政HP・財団HPでのイベント周知、観光情報誌掲載、新聞等のメディアへの告知活動を行い、多方面へ情報を発信するよう努めた。
- ・観光シーズンやイベント時等は交通誘導員を増員し、観光客同士や住民間の交通事故等のトラブルが発生しないよう努めた。
- ・冬期間も展望台までの道のりを除雪・道付けし、訪れた観光客の皆さんが少しでも満足されるよう努めた。

## (3) その他

- ・集落内をパトロールし、財団の役割の範囲内での集落の維持保存に努めた。
- ・集落住民からの作業依頼があれば公平性を損なわない範囲で応じ、住民生活維持への助力に努めた。